

令和 2 年度

教育行政執行方針

美深町教育委員会

(はじめに)

令和2年第1回定例会の開会に当たり、令和2年度の教育行政執行方針を申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新しい令和の時代を迎えたなか、人口減少やグローバル化、絶え間ない技術革新などにより、社会が急速に変化していくことが予想されています。

子どもたちが未来社会を切り拓くための資質や能力、豊かな心や健やかな体を育成するため、教育の役割はますます重要になっており、その目標を家庭・学校・地域が共有し、一体となって取組が行われるよう教育行政を推進します。

また、町民一人ひとりが芸術・文化・スポーツに親しみ、生涯を心豊かに暮らしていけるよう、芸術鑑賞や学習機会の提供、スポーツの機会の提供や環境整備に努めます。

1 幼児教育の充実について

幼児期は、身体の育成や生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて大切な時期であり、幼児教育の質の向上により、子どもたちの心身の調和のとれた発達を促すことが重要であります。

また、特別な支援を必要とする子どもたちの対応や小学校教育への円滑な移行など、一人ひとりの発達過程や特性に配慮した幼児教育の推進が求められています。

幼児センターでは、教諭保育士の配置を充実するとともに、職員研修を通じた教諭保育士としての資質の向上を目指し、教育・保育の充実に努めます。

また、子育てを支援するための「預かり保育」や「一時保育」を継続するとともに、子育て中の保護者が相談や交流ができる「子育て支援室」と「遊びの広場」を引き続き開設します。

2 学校教育の充実について

(1) 義務教育

義務教育については、学校教育目標である「知・徳・体」を基本に、豊かな人間性とこれからの時代を生き抜く力が身に付くよう、本年度から順次スタートする新たな学習指導要領を生かした教育活動を推進します。

知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めるとともに、学校教育の目標を地域社会と共有し、地域社会との連携・協働によりその実現を図っていくため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を通じた「地域とともにある学校づくり」を進めます。

また、豊かな人間性や読解力を育む学校図書の整備をはじめ、新しい時代を生きる子どもたちの情報活用能力の向上に資するため、ICT（情報通信技術）を活用した教育環境の整備に努めます。

英語教育については、外国語指導助手（ALT）の複数継続配置と、町内各学校との連携による授業交流やイベントの開催など、英語教育の充実のための取組を推進します。

特別支援教育については、特別支援員の配置とともに、美深高等養護学校や保健福祉分野など関係者との連携により、適切な支援を進めます。

仁宇布小中学校では、地域と連携しながら、山村留学による特色ある教育活動に取り組むとともに、校舎の建て替え工事に着手し、学習環境の改善を進めます。

学校給食は6年目を迎えますが、引き続き衛生管理の徹底による安全第一を基本とし、地元食材も活かした安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、給食費の軽減を継続し、子育ての経済的負担を抑制します。

(2) 高等学校教育

美深高等学校では、小規模校の特性を活かした学習サポートに努めるとともに、通信講座や模擬試験、資格取得の活用をはじめとする学習環境の充実、キャリア育成や部活動の充実など、魅力のある学校づくりの取組を進め、成果を上げています。

大学等への進学を支援する奨学金制度や各種の助成などを継続し、魅力ある学校づくりを進める取組を支援します。

美深高等養護学校は、道北地域の特別支援教育の中心的な学校であり、本町に根を下ろして36年が経過し、町内で生活して学びを終えた多くの卒業生を輩出しています。

本町における地域とのつながりや自然環境の豊かさ、寮生活による生活面の学習や他者との交流などの優れたメリットを広めるなど、美深高等養護学校協力会を中心として、町全体で支えあう活動を継続します。

3 家庭・地域教育の充実について

家庭における教育は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、生きる力を身に付ける、すべての教育の出発点です。

子育てへの支援とともに、家庭の教育力向上が図られるよう、親子のふれあいや保護者への学習機会、情報の提供に努めます。

また、「美深の子どもはみんなで守り育てる」との意識のもと、子どもたちが多くの人々と関わり、様々な力が身に付くよう、地域の教育力を生かした体験交流活動などに取り組みます。

児童館での遊びの場の提供や、放課後児童クラブ及び子ども教室を継続し、子どもたちが放課後や週末に安心して過ごせる居場所づくりと、多様な学習・体験活動の場を提供します。

4 社会教育の充実について

社会教育については、町民が心豊かに生きがいのある暮らしができるよう、学びの場の拠点である公民館を中心に、生涯の各時期にわたる多様な学習機会の提供に努めます。

青少年の育成事業や社会教育関係団体への支援により、地域における社会教育活動の高揚を促すとともに、活動の担い手づくりに努めます。

5 芸術・文化活動の推進について

芸術・文化活動は、人の心に潤いや刺激を与え、心豊かに生きがいのある生活を送る上で大切なものであり、地域に根ざした活動に取り組む文化団体やサークルを支援し、自主的な活動の振興を図ります。

文化会館COM100を拠点として、優れた芸術・文化に触れる機会の提供に努めるとともに、文化協会などの各種団体と連携を図りながら、芸術・文化活動への支援に努めます。

町民が郷土の歴史に関心を持ち、学び、後世に伝えていけるよう、貴重な文化財や郷土資料の保存・伝承・公開に努めます。

6 スポーツ活動の推進について

スポーツ活動については、町民一人ひとりが自らの健康の保持や体力の増進を図ることができるよう、各種教室や大会の開催、スポーツ団体への活動支援を通じ、だれもがスポーツに親しむことができる環境づくりに努めます。

子どもたちの運動能力を向上させることを目指して、「こどもスポーツ未来基金」による継続的支援を行うなど、青少年スポーツの充実と振興を図ります。

エアリアルを中心とするアスリートの育成強化や各種スポーツ大会・合宿誘致を進めるなど、スポーツを通じたまちづくりを継続して取り組みます。

体育施設は、町民のスポーツ活動の拠点であり、必要な施設補修を行うとともに、指定管理者による効率的な管理運営を行い、利便性の向上と利用促進に努めます。

以上、教育行政執行の考えを申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げて、令和2年度の教育行政執行方針とします。